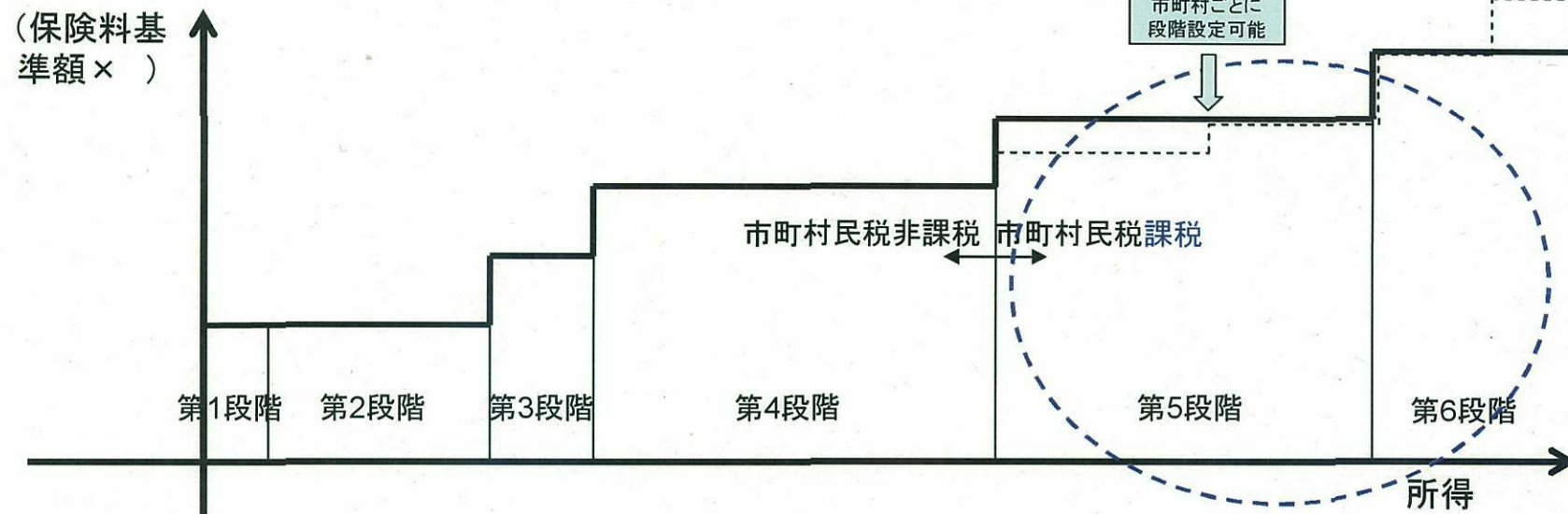


平成17年改正における保険料段階の見直し②（段階区分設定の弾力化）

○ 保険料の段階区分設定の弾力化

制度改正前は市町村民税が課税されている層は原則2区分（市町村の裁量により最大3区分）

→ 制度改正後は、市町村が被保険者の所得状況に応じ、きめ細かな保険料段階の設定を行うことができるようになった。



公的年金受給者(65歳以上夫婦世帯)の場合の個人住民税均等割非課税限度額

- 公的年金等控除の縮小[140万円→120万円] (平成16年度改正)
- 高齢者の非課税限度額の廃止 (平成17年度改正)

(平成18年度分以後の個人住民税について適用)

| | |
|--------|---|
| 平成17年度 | 266.6万円 |
| 平成18年度 | 生活保護1級地－211.0万円 生活保護2級地－201.9万円 生活保護3級地－192.8万円 |

級地制度は、生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度
 1級地…大都市及びその周辺
 (23区、政令指定都市、3大都市圏の大きな市等)
 2級地…県庁所在地をはじめとする中都市
 3級地…その他の市町村

公的年金受給者(65歳以上夫婦世帯)の個人住民税均等割非課税限度額の計算式

平成17年度

$$\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \leq \text{高齢者非課税限度額(125万円)}$$

(最低保障額140万円)

平成18年度

$$\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \leq \text{(世帯人数)} \times \text{均等割額} + \text{基礎控除額}$$

(最低保障額120万円)

(1級地では211.0万円)

35万円 × 2人 + 21万円 (1級地)
 31.5万円 × 2人 + 18.9万円 (2級地)
 28万円 × 2人 + 16.8万円 (3級地)